

試行運用の状況は？

西条市フェイスブック

(リベラル西条)

問

本市では、広報紙やホームページ、各種ポスターなどで情報発信を行っていることに加え、現在、フェイスブックを試行的に導入しているが、利用者からの反応はどうか。

また、情報掲載の基準や災害などの緊急時の活用についてはどのように考えているのか。

答

フェイスブックは、インターネット上の情報発信手段として注目されており、国内では利用者が1千万人を超え、今後も利用者の増加が見込まれている。フェイスブックの特徴としては、携帯電話からでも投稿ができるため、リアルタイムでの情報発信が可能で、イベントの経過や速報、緊急情報など、タイムリーな情報を発信することができ、また、掲載記事に対して閲覧者が「いいね！」ボタンなどを押すことで、閲覧者同士のつながりにより情報が広がるのと同時に、閲覧者からのコメントを通じて反応などをうかがえる利点があり、非常に有効

な情報発信の手段であると考えている。

本市では本年6月25日から、フェイスブックを試行的に開設し、市のイベントなどの周知を行うため、これまで107件の記事を掲載している。9月10日時点のファン数は333名で、約6万9千名のかたが記事を閲覧しており、そのうち、これらの記事に対して「いいね！」と評価しているかたは、合計で6千57名である。フェイスブックの試行期間は9月末までとしているが、これまでファン数も確実に増加してきており、順調に運用できている状況である。



西条市フェイスブックのページ

情報掲載の基準については、フェイスブック利用に関するガイドラインを定めて運用し、イベント案内のほか、観光情報、市のPRなど、西条市に関する内容を幅広く発信することとしており、地域の情報などについても発信している。

災害時の緊急情報については、これまでもホームページや携帯電話でのメール送信により発信しているが、フェイスブックによる情報発信を加えることで、通信手段の補完的な役割を果たせるのではないかと考えている。10月1日からの本格運用に向け、試行運用の状況を踏まえ、情報内容や情報量などについて検証し、フェイスブックの利点を生かした情報発信に努めていきたい。

スポーツ・文化クラブの公の施設利用は？

(市民クラブ)

問

公の施設の管理条例の条文中にある「営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがある」旨の表現を根拠に、現在、市の各施設では、各種団体の利用申請に対し、営

利目的かどうかを判断して貸し出しを行っているが、その判断基準が不明瞭である。このため、条文中の表現について、その定義と解釈を問う。

また、スポーツ・文化クラブ(団体)の公民館使用申請に当たり、営利団体であることにより使用が認められなかった例や、スポーツ・文化クラブが発行する会員募集案内などの印刷物を配置してもらうよう依頼した際、営利団体であることから認められないことがあったが、使用許可や配置に係る判断基準について問う。

答

公の施設の管理条例の条文中にある「営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがある」旨の表現について、営利とは、一般的に財産上の利益を得ることであり、具体的には、物品の販売、商談会、受講料や月謝などが必要なセミナー、各種講座や教室を開催する場合が該当すると理解している。更に、付随的に営利を得るとは、行事などを実施することにより財産上の利益を得ること、具体的には、使用目的は芸術作品の展示や展覧会であ

るが、後から作品を販売する場合や、企業などが消費者を対象に商品の説明会をする場合などが該当すると理解している。付随的な営利も含め、営利を目的に使用されるかどうかについては、その時々々の状況に応じて判断をしている。今後とも、公の施設の使用に関して、適正かつ公平な取り扱いをするために、それぞれの施設の設置条例、規則に基づいた事務執行に努めたい。

また、公民館においては、営利を目的とした事業を実施することや営利事業を援助すること、政治活動、宗教活動は社会教育法によって認められていない。しかし、スポーツ・文化クラブ(団体)などの公民館の使用申請に対する使用許可や会員募集案内などの印刷物の配置については、目的や使用する内容を精査し、地域住民の福祉や生活文化の向上、市民の教養や健康などの向上につながると判断されるものについては、可能な限り使用や配置を許可し、生涯学習活動を推進しているところである。今後とも、地域住民の自主的な活動を支援し、適正な施設運営に努めたい。